

【前回までの会議の推移】

コミュニティバスについては、四條畷市地域公共交通計画(P44)において3つの基本方針が示されています。

- ①運行体制(中型バス5台での運行)
- ②路線(大型商業施設への延伸)
- ③運賃(運賃形態の検討)

上記におけるこれまでの取り組みにおいて

①②については、令和2年10月のダイヤ・ルートの改定により実現

③については、**令和2年度**開催の第7回四條畷市地域公共交通会議において、新型コロナウイルス感染拡大により、市民生活への影響が大きいことから、**検討時期を見定める**こととなっていました

しかし、**令和4年度**開催の第12回地域公共交通会議において、運賃体系見直しの検討をすすめることで、ご承認をいただき、同年第13回の会議においては、**令和5年の下半期の改定をめざして準備を進める**ことにご承認いただいています。

【令和5年度の検討状況】

令和2年度当時、運賃体系については民間路線バスと整合性を図ることとされており、その状況から調査を進めていましたが、令和5年10月に**道路運送法の改正**がされたことが、**運賃の検討、決定過程に影響を及ぼす**こととなりました。

【道路運送法の改正①】

令和5年10月の道路運送法の改正による、協議運賃の取り扱いの変更点は下記となります

令和5年10月1日付け

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について より抜粋

④ 協議運賃について定める場合の協議会との関係について

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条第4項又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項若しくは第9条の3第3項の規定により、協議運賃（関係者間での合意の下、柔軟に設定された運賃をいう。以下同じ。）を設定し、又は変更する場合には、それぞれの規定に掲げられた者を構成員とする協議会において、協議を行わなくてはならない。

当該運賃について、複数の関係する事業者や関係する事業者団体が含まれる協議会等で協議することは、公正な競争を阻害し、独占禁止法に抵触するおそれが生じるため、原則として、既存の協議会の組織・体制を活用することはできず、協議運賃について協議を行うための協議会を設置する必要がある。

運賃の検討を行うには、地域公共交通会議とは別の組織体（専門部会）を設置する必要があります



そのためには

四條畷市地域公共交通会議条例の改正を行いました

【道路運送法の改正②】

令和5年10月の道路運送法の改正に伴い、運賃等を協議する際の専門部会の構成員は下記となります

道路運送法(第9条第4項)より抜粋

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者



以上のことから、構成員としては

- 1.⇒四條畷市の職員
- 2.⇒京阪バス
- 3.⇒近畿運輸局大阪運輸支局
- 4.⇒住民代表者

【道路運送法の改正③】

令和5年10月の道路運送法の改正に伴い、協議運賃の際に新たな措置が必要となりました

道路運送法 第9条第5項 より抜粋

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。



協議運賃の際には、あらかじめ公聴会等の措置が必要

公聴会等とは…

- ①公聴会の開催
- ②パブリックコメント
- ③市政広報誌
- ④自治会への説明及び業界団体を通じた事業者説明

広報誌に掲載するなど、広く周知を行い、市民意見の反映が必要

【今後について】

法改正等への対応も踏まえ、設置条例の改正を行いました

令和6年度 スケジュール(案)

	令和6年度												令和7年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
資料作成			運賃体系（素案） 資料作成		運賃体系（案） 資料作成										
（仮）運賃専門部会		第1回 開催  ・これまでの経緯 ・運賃形態の方向性		第2回 開催  ・運賃体系（素案）承認			第3回 開催  ・運賃体系 承認								
市民周知等						広報  市民意見公募期間 (1か月間)			広報 	新運賃体系 市民周知期間 (3か月間)			 新たな運賃体系 スタート		

※ 現段階で想定されるスケジュールであり、変更する可能性があります。

※ 協議の結果にもよりますが、令和6年度は3回程度の部会開催を想定しております。

以上のことから、本日のご報告内容としては・・・

（仮称）運賃専門部会を設置し、新たな運賃体系について、引き継いで検討を進めること

ご意見等よろしくお願いします。